

社会福祉法人自遊学舎 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人自遊学舎（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その職務のために、理事会又は監事監査、評議員会への出席、その他の職務執行を行ったときは、報酬として源泉所得税控除後の金額で日額5,000円を支給する。ただし、この法人の常勤職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この報酬は支給しない。

また、評議員選任・解任委員についても、役員等に準じた支給額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 4 全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間5万円以内とする。

(報酬等の支給の方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年6月16日定時評議員会終結後より施行する。